

「誤りやすい消費税の実務」

今回は、消費税の実務において注意すべき点をいくつかご紹介したいと思います。

1. 設備投資や不動産投資の際には、 新税制とともに消費税も検討を

例えば、設備投資を検討するとき、「平成 29 年度から新設された経営強化税制、うちの会社でも使えるかな？」と考えることは多いかと思いますが、消費税の規定についても下記のような項目について検討が必要になることがあります。

また、これらは、法人だけでなく、オーナー社長が個人あるいは不動産管理会社を通じて不動産投資を行うときなどにも関わってきます。

(1) 平成 28 年 4 月から改正された 高額特定資産の特例

平成 28 年 4 月から、事業者が課税事業者（簡易課税を選択している場合は除きます）の課税期間中に税抜 1,000 万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産（高額特定資産）の仕入れをした場合には、仕入れ等をした課税期間の初日から 3 年を経過する課税期間まで、免税事業者や簡易課税選択事業者になれない、という租税回避を防ぐための制限が設けられました。つい、「翌期は免税事業者」と勘違いしないように注意しましょう。

(2) 消費税の届出期限にもご注意を 免税事業者が設備投資をするとき

免税事業者であっても、設備投資や不動産投資^(注)を行った場合には消費税を還付してもらえます。そのためには投資をする課税期間が始まる前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければなりません。投資後では間に合いません。

(注) 居住用の賃貸物件のときは、還付されないケースもありますので、課税関係の事前確認が必要です。

簡易課税制度を選択しているとき

簡易課税を選択しているにもかかわらず、「設備投資をしたので、消費税が還付される」と思い込み、後になって還付が受けられないことに気付く、という事例があるようです。

原則課税に戻すには、投資する課税期間が始まる前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなければなりません。翌期も簡易課税を選択して有利かどうかを期末までに確認すべきです。

届出書の提出期限が土日祝日のとき

課税事業者の選択や簡易課税の選択等は届出書の提出が必要ですが、この提出期限が土日祝日に当たるときであっても延長されません。例えば 12 月決算法人が翌年 1 月からの課税期間で課税事業者を選択しようとする場合、12 月 31 日は税務署が休みなので、翌年 1 月 4 日に提出すると、提出期限である前課税期間の末日（12 月 31 日）を過ぎていたので課税事業者にはなれません。

2. 新しい社会の仕組みに対応した 消費税の改正

電子書籍・音楽配信・ネット広告等やビットコインなど、新しい仕組みが次々生まれている中で、消費税もそれに対応して随時改正されてきています。

(1) 国境を越えた役務提供の 課税の見直し

平成 27 年 10 月から、電子書籍・音楽・広告の配信等でインターネットの電気通信回線を介して行われる役務の提供について、内外判定の基準が改正され、役務の提供を受ける者の住所地等で判定することになりました。

さらに、事業者向けはリバースチャージ方式（役務提供を受ける側が納税義務を負う方式）、消費者向けは国外事業者が納税義務者として申告納税を行う方式に改正されました。これらは改正されて数年しか経っていないため、税務調査でも間違いが多い項目として必ず確認される内容となっているようです。

(2) ビットコインに関する改正も

平成 29 年度税制改正では、国内で事業者が行うビットコインの譲渡・購入が、平成 29 年 7 月 1 日以降、現行の課税取引から非課税取引に変更されます。

(提供：朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各都店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future